

議第2号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年7月5日

提出者 総務委員長 南 恒生

徳島県議会議長 横本 孝殿

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その時以降、10年の歳月が経つが、5人の被害者の家族の帰還以外まったくの進展はない。現在も北朝鮮の地で、我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は今なお続いている。

政府は、現在、北朝鮮による拉致被害者として17名の方を認定しているが、それ以外にも、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない人が存在しているとの認識である。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を設置し、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死亡した。北朝鮮が、生きている被害者を死亡したと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためであった。その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め、拉致被害者救出の好機となる。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方、朝鮮半島はいまだ不安定な政治情勢にあり、混乱事態が発生した場合、被害者の安全が脅かされる危険も出てきた。このため、混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもない。

よって、国においては、今年を勝負の年として、全精力を傾けすべての拉致被害者の早急な救出に向けて、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 世界中の国々に対し、未帰国の政府認定拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない多くの失踪者の情報を提供するとともに、拉致問題の全容を正確に伝えること。特に、北朝鮮に公館を持つ国に対しては、当該拉致被害者及びその家族の救出や安全確保に協力するよう早急に依頼すること。
- 2 国連決議の場においては、国連内部に北朝鮮の拉致問題を含めた人権侵害の調査を行う特別調査委員会(事実調査委員会)の設置について、例年採択されている国連総会での北朝鮮非難決議の中に盛り込むことができるよう、全ての国連加盟国に対して積極的かつ早急に働きかけること。
- 3 政府認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者の救出及び安全確保は、国政の最重要課題の一つと考える。今後、あらゆる手段を用いて拉致被害者の所在及び安否確認を行うとともに、拉致被害者の救出のために必要なあらゆる法整備を早急に進めること。
- 4 全ての拉致被害者を早急に救出するため拉致問題を理由として北朝鮮への送

金停止と人の往来の停止を断行するとともに、米国等に金融制裁の再発動を促すことを求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長
參 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
國家公安委員会委員長
拉致問題担当大臣
警 察 庁 長 官
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県選出国會議員

議第3号

空き家問題の解消に向けた総合的な対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年7月5日

提出者 県土整備委員長 笠井国利

徳島県議会議長 横木孝殿

空き家問題の解消に向けた総合的な対策を求める意見書

総務省が実施する住宅・土地統計調査によると、昭和43年に全国で総住宅数が総世帯数を上回って以降、総住宅数は総世帯数の増加を上回る増加を続けている。特に空き家のうち、長期にわたって人が居住していない空き家は、平成20年の調査結果では、全国で268万戸に上り、総住宅数に占める割合は5パーセントに達しようとしている。

また、少子化によって我が国の人口が減少を続けることにより、今後、世帯数も減少に転じることが予測されており、空き家の増加は、将来的にさらに加速することが見込まれる。

人が長期間居住せず、十分な維持管理が行われないまま放置された空き家については、老朽化の進行が著しく、廃屋となった住宅も見受けられ、台風等の強風時には屋根や外壁等が周囲に飛散し人的被害をもたらすこと、また「東海・東南海・南海」三連動地震の発生時には、倒壊によって避難路を閉塞し、被害を拡大させる恐れがあること等、防災上、大きな課題となっている。加えて、日常、十分な管理がなされていないことから、火災や防犯、衛生といった観点からも問題を抱えている。

建築基準法や消防法において、危険な物件については所有者、管理者等に除却その他の措置を命令することが可能であり、履行されない場合は行政代執行法に基づき措置を行うことができると規定されているものの、少子・高齢化という社会的な要因によって増加し続ける空き家に対して、現行の施策体系では、大きな効果を期待することは難しいといわざるを得ない。

よって国においては、老朽化して危険な空き家の除却及び活用可能な空き家の再利用を促進するため、所有者、取得者及び地方公共団体の財政負担の軽減を図るとともに、所有者による適正管理の義務化や地方公共団体による指導等の権限強化を図るなど、補助事業や税制の拡充をはじめ、関係法令の改正も含めた総合的な施策体系を確立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣(防災担当)

協力要望先

県選出国會議員

議第4号

南海トラフの巨大地震に関する津波浸水予測の早期公表を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年7月5日

提出者 防災対策委員長 中山俊雄

徳島県議会議長 榎本孝殿

南海トラフの巨大地震に関する津波浸水予測の早期公表を求める意見書

国は去る3月31日、南海トラフを震源とする巨大地震の津波高の推計を公表した。これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波であり、従来の想定をはるかに上回る衝撃的な数値であったと同時に、これまでにない甚大な被害の発生も予感させるものであった。

一方、住民の津波避難対策に必要となる浸水域予測については、その際には公表されず、4月以降に順次公表するとされ、その後の防災担当大臣の発言により、6月中に公表されることとなっていた。

ところが今回、国は、詳細な津波高や浸水域については、人的被害、物的被害などの想定と併せて、8月下旬に公表するという方針を示した。

住民が具体的かつ適切な津波避難行動を検討するためには、津波による浸水の程度を区域毎に示した津波浸水予測が不可欠であり、国は、人的被害、物的被害などを併せて公表することよりも、津波浸水予測を早期に公表することが住民にとって、より重要であることを十分認識するべきである。

よって、国は、住民が津波避難対策を早期に進めるため、その基礎となる津波浸水予測及び各種解析データを一刻も早く公表することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(防災担当)

内閣官房長官

協力要望先

県選出国会議員

議第5号

第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年7月5日

提出者

治義朗、樹利二、治生美生、絵守之史、彦章、治見樹
富正貴佑、国祐元、益征章理、博正昌、清哲尚
本端沢、井若田、持南木、田山見丸野崎、崎尾本
岡川西、岡笠丸、藤有木、元岡福嘉、岩庄黒松、長森
浩樹治勝思孝、邇豊也、生之亨雄、文博夫、武一英
資直泰、宏正勝恒佳、俊正正春文征章
内本本島多、本井田島、清木山代、田木池川西
竹杉岸児喜、檍寺藤北、南重三、中来森白長、黒大

徳島県議会議長 樞本 孝殿

第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の 東京招致を支援する決議

我が国はこれまで、1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、1998年の冬季長野大会と、3回のオリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与え、我が国の存在感を力強く示してきた。

現在、東京都は、再び夏季オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を開催することを目指している。東日本大震災からの復旧、復興に全力で取り組んでいる我が国にとって、2020年にオリンピック、パラリンピックを開催することは、全国民に希望を与え、復興、再生のシンボルとなる。加えて、力強く復興した我が国の姿を世界に示し、東日本大震災に際して世界中から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを表す好機ともなる。

よって、徳島県議会は、2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の日本開催を心から希望し、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

徳島県議会

議第六号

徳島県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年七月五日

提出者

杉本直樹
川岸泰正
木端義治
庄亨彦
野昌彦

岡竹岡
内田理
本資理
崎清佳
重浩之
嶋富之
岡清之
重之

徳島県議会議長

榎本孝殿

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「以下」の下に「この項において」を加え、同表に次のように加える。

徳島県議会政策条例検討会議	議員が提出する政策条例の議案の作成に關し協議又は調整を行うこと。	会派（所屬議員が一人の場合を含むこと。）の代表者がその所屬議員のうちから指定する者。この場合において当該指定する所屬議員の人数は、会派（所屬議員が四人以上のもとに限る。）間の協議により定める。	座長
---------------	----------------------------------	--	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。